



福島県におけるモモ病害虫防除暦作成の考え方

福島県農業総合センター 果樹研究所 病害虫科 くさ か べ しょう へい
日下部 翔平

はじめに

福島県における2023年産モモの栽培面積は1,550 ha、収穫量は28,500 tであり、いずれも山梨県に次ぐ全国2位となっている（農林水産統計情報、2023）。主力品種は栽培面積の約5割を占める中生品種の‘あかつき’で、その他にも早生品種で県オリジナルの‘はつひめ’や‘ふくあかり’、中生品種の‘まどか’、晩生品種の‘川中島白桃’や‘ゆうぞら’など、6月から9月にかけて様々な品種が栽培されている。

当県で問題となる病害虫については、まずせん孔細菌病が挙げられる。本病は細菌性病害であるため有効な薬剤が少なく、多発すると生産に大きな影響を与えるため、モモの最重要病害である。また害虫では、ナシヒメシンクイ、モモハモグリガ等の対策が重要であり、交信攪乱剤を活用した害虫防除体系が普及している。本稿では、福島県における防除暦作成の考え方、防除暦を活用する上でのポイントについて紹介する。

I 対象病害虫

主な病害としては、せん孔細菌病、灰星病、ホモブシス腐敗病、黒星病、うどんこ病、果実赤点病、縮葉病等が挙げられる。特に、近年はせん孔細菌病が多発することがあり、問題となっている。主な害虫としては、モモハモグリガ、シンクイムシ類（ナシヒメシンクイ等）、カイガラムシ類（ウメシロカイガラムシ等）、アブラムシ類（モモアカアブラムシ等）、カメムシ類（チャバナアオカメムシ等）、コスカシバ、ハダニ類（ナミハダニ等）等が挙げられる。モモシンクイガやハマキムシ類はモモの重要害虫であるが、交信攪乱剤（図-1）を活用した防除体系に移行してからはほとんど発生が見られなくなった。



図-1 交信攪乱剤の設置状況

II 防除暦作成にあたってのポイント

県が作成している「農作物病害虫防除指針」に記載されているモモの防除暦を基に、モモの病害虫防除暦を表-1に示し、表-2と3に殺虫剤の一覧、表-4に灰星病対象薬剤をまとめた。なお、表-2~4は防除暦に付随し、病害虫の発生状況に応じてこの中から選択することとしている。表-1の防除暦作成にあたってのポイントについて解説する。

1 農薬の使用基準遵守を意識した剤の選択

防除暦を作成するうえでまず考えるべき事項は、農薬の使用基準違反とならない剤の選択である。使用回数や使用濃度を遵守することは当然であるが、早生種から晩生種まで収穫期の異なるモモが栽培されている場合、例えば7月30日ごろ収穫開始となる中生品種を対象に、6月下旬に収穫前日数が21日の剤を使用することは問題がないが、この剤を7月10日ごろから収穫開始となる早生品種に散布してしまうと、収穫前日数の使用基準違反となってしまう。このため、早生種から晩生種まで栽培している場合は、収穫期前の防除において薬剤のかけ分けか、収穫前日数の短い薬剤を用いた防除が必要になる。特に、せん孔細菌病の対象薬剤は収穫前日数が長いものが多いため、注意が必要である。

The Concept of Peach Pest Control Program in Fukushima Prefecture. By Shohei KUSAKABE

（キーワード：福島県、モモ、病害虫、防除、薬剤散布、防除暦）